

平成 27 年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率  
審 査 意 見 書

大垣市監査委員



28 監 第 76 号

平成 28 年 8 月 15 日

大垣市長 小川 敏 様

大垣市監査委員 田 邊 雅 範

大垣市監査委員 中 田 ゆ み こ

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査をしたので、別紙のとおり審査意見を提出します。

なお、中田ゆみこ監査委員は大垣市土地開発公社の監事の職にあるため、将来負担比率の審査については地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥しました。



# 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 2 資金不足比率

- (1) 簡易水道事業会計
- (2) 公設地方卸売市場事業会計
- (3) 公共下水道事業会計
- (4) 特定環境保全公共下水道事業会計
- (5) 農業集落排水事業会計

## 第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 11 日から平成 28 年 8 月 9 日まで

## 第 3 審査の方法

審査の実施にあたっては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

## 第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

## 1 健全化判断比率

比率名称	平成25年度	平成26年度	平成27年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	11.62%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.62%	30.00%
実質公債費比率	2.3%	1.7%	1.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	17.0%	19.3%	13.3%	350.0%	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため、「—」と表示した。

## 2 資金不足比率

会計名称	平成25年度	平成26年度	平成27年度	経営健全化 基準
簡易水道 事業会計	—	—	—	20.0%
公設地方卸売 市場事業会計	—	—	—	20.0%
公共下水道 事業会計	—	—	—	20.0%
特定環境保全 公共下水道事業会計	—	—	—	20.0%
農業集落排水 事業会計	—	—	—	20.0%

(注) 各会計について資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。

## 3 各比率について

### (1) 実質赤字比率

実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は前年度に引き続き算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は前年度に引き続き算定されない。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、過去3か年の平均により算定するものである。平成27年度は単年度比率が前年度に比べ0.46ポイント上昇しているものの、3か年平均（平成25年度から平成27年度）では前年度に比べ0.5ポイント改善し、1.2%である。

単年度での比率の上昇は、償還金から控除できる特定財源の公営住宅使用料が減少したことによるものである。

3 か年平均の実質公債費比率は、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準 25.0%を下回っており、過去 5 年間の比率も毎年低下しており、良好な状態が維持されている。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は 13.3%であり、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準 350.0%を下回っている。

前年度に比べ 6.0 ポイント改善している。これは、主に、地方債の現在高が増加したことにより、将来負担額が増加したものの、地方債償還額等に充てることのできる充当可能基金額が増加したことによるものである。

#### (5) 資金不足比率

簡易水道事業会計、公設地方卸売市場事業会計、公共下水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計において資金不足額が発生していないため、資金不足比率は前年度に引き続き算定されない。

### 4 審査意見

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、各比率の前年度比についても特に大きく変動しているものは認められない。

しかしながら、当年度末の市全体の市債残高は約 1,143 億円となり、過去 5 年間においても、年々増加している。

今後も、少子高齢化に伴う社会保障関係経費やインフラ老朽化対策への維持管理・更新費の増加が見込まれることに加え、新庁舎の建設を控え、健全化判断比率への影響が懸念されるところである。

引き続き、公営企業会計や外郭団体を含めた財政の健全性の確保に努められたい。